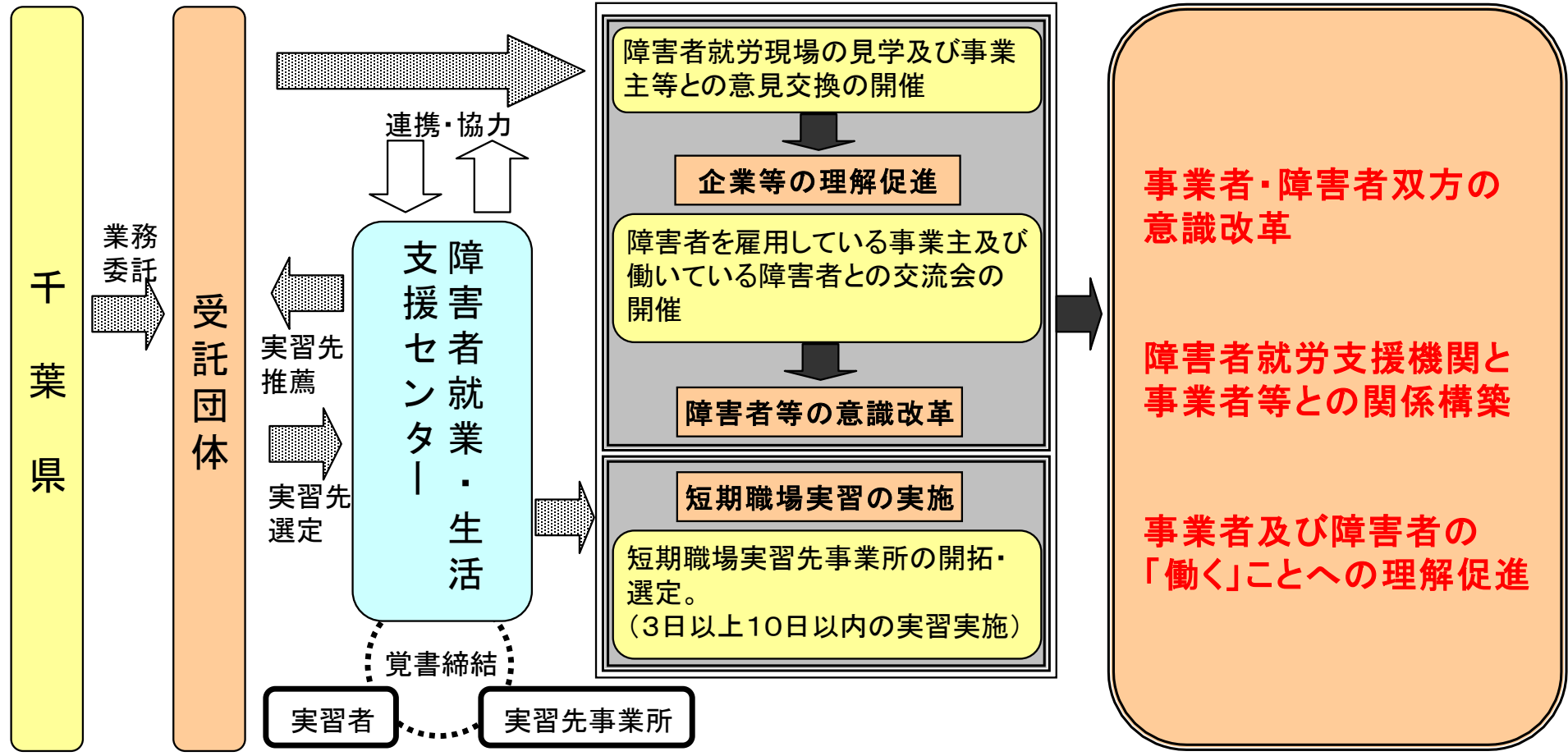


障害者就労促進チャレンジ事業概要



千葉県

業務委託

受託団体

実習先推薦
実習先選定

障害者就業・生活
支援センター

連携・協力

→

実習者
実習先事業所

覚書締結

障害者就労現場の見学及び事業主等との意見交換の開催

企業等の理解促進

障害者を雇用している事業主及び働いている障害者との交流会の開催

障害者等の意識改革

短期職場実習の実施

短期職場実習先事業所の開拓・選定。
(3日以上10日以内の実習実施)

事業者・障害者双方の意識改革

障害者就労支援機関と事業者等との関係構築

事業者及び障害者の「働く」ことへの理解促進